

## 宅地建物取引業法の一部を改正する法律案（要綱）

### 1 宅地建物取引士の定義

「宅地建物取引士」とは、宅地建物取引士証の交付を受けた者をいう。（第 2 条第 4 号関係）

### 2 宅地建物取引士の業務処理の原則

宅地建物取引士は、宅地建物取引業の業務に従事するときは、宅地又は建物の取引の専門家として、購入者等の利益の保護及び円滑な宅地又は建物の流通に資するよう、公正かつ誠実にこの法律に定める事務を行うとともに、宅地建物取引業に関連する業務に従事する者との連携に努めなければならない。（第 15 条関係）

### 3 宅地建物取引士の信用失墜行為の禁止

宅地建物取引士は、宅地建物取引士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。（第 15 条の 2 関係）

### 4 宅地建物取引士の知識及び能力の維持向上

宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。（第 15 条の 3 関係）

### 5 宅地建物取引業者による従業者の教育

宅地建物取引業者は、その従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、必要な教育を行うよう努めなければならない。（第 31 条の 2 関係）

### 6 免許等に係る欠格事由等の追加

①宅地建物取引業の免許に係る欠格事由及び取消事由として、暴力団員等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることを追加する。（第 5 条第 1 項及び第 66 条第 1 項関係）

②宅地建物取引士の登録に係る欠格事由及び消除事由として、暴力団員等であることを追加する。（第 18 条第 1 項及び第 68 条の 2 第 1 項関係）

### 7 施行期日等

①この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第 1 条関係）

②施行の際、現に交付されている宅地建物取引主任者証は、宅地建物取引士証と見なす。（附則第 4 条）

③その他所要の規定の整備を行う。